

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年7月2日		
条例の題名	三重県大規模小売店舗立地審議会条例		公 布 日	平成12年3月24日	
条例番号	平成12年三重県条例第13号		直近改正日	平成24年3月27日	
所管部局課	産用経済部サービス産業振興課		電 話 番 号	059-224-2451	
条例の概要	大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法第2条第2項の大規模小売店舗をいう)の立地に関し、その周辺地域における生活環境の保持等に資するための三重県大規模小売店舗立地審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものである。			条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	現在も、県の意見等に係る重要事項について協議しており、妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	今後も大規模小売店舗の立地等に関し、調査審議する附属機関は必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例により附属機関(審議会)を設置している。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たしており、改正の必要がないと考える。	なし	無	無